

遊佐町沖の法定協議会について

【第 1 回協議会】

○開催日時^{※1} 令和 4 年 1 月 24 日（月）10 時～12 時○開催場所^{※2} 鳥海温泉「遊樂里」鳥海文化ホール

※1、2 開催日時・場所について、1 月 14 日（金）にプレスリリース予定

※2 コロナウイルス感染症拡大の状況によってはWeb開催となる

【地元関係者の構成員】

＜再エネ海域利用法第 9 条第 2 項＞

区分等	所属	役職	氏名	
1号	山形県	環境エネルギー部長	すぎさわ えいいち 杉澤 栄一	
2号	遊佐町	町長	ときた ひろき 時田 博機	
3号	関係漁業者の組織する団体その他の利害関係者	山形県漁業協同組合	理事・遊佐町関係漁業者	いはら みつおみ 伊原 光臣
		山形県漁業協同組合	理事	たしろ よしゆき 田代 善幸
		山形県漁業協同組合	専務理事	にしむら さかり 西村 盛
		山形県内水面漁業協同組合連合会	代表理事会長	おおば かずあき 大場 一昭
		山形県鮭人工孵化事業連合会	会長理事	おがた しゅういちろう 尾形 修一郎
経験者 学識	東北公益文科大学	学事顧問	よしむら のぼる 吉村 昇	

＜参考＞

再エネ海域利用法第 9 条

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事
- 二 農林水産大臣及び関係市町村長
- 三 関係漁業者の組織する団体その他の利害関係者、学識経験者その他の経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事が必要と認める者